

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市住宅改修支援事業費補助金
補助の区分	扶助的補助
補助の概要	高齢者が住みなれた住宅で安心した生活を継続していくことが出来るよう、介護保険法に基づく住宅改修が必要な理由書の作成を行う指定居宅介護支援事業所等に対し補助金を交付する。
補助事業者	介護支援専門員 等
補助対象経費	介護保険法に基づく居宅介護住宅改修費支給申請又は介護予防住宅改修費支給申請に係る理由書作成業務。
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	定額 1件あたり2,000円
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 高齢者が住み慣れた住宅で安心して生活を行う為の住宅改修を行う際に住宅改修が必要な理由書を作成する者がいないという事態を避けるためのもののため。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
事業担当 （担当部署） （電話番号）	高齢福祉課
	0259-63-3790